

国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会（第十一回） 議 事 要 旨

1. 日時：平成20年4月18日（金）、13：30～15：30
2. 場所：総務省5階 第4特別会議室
3. 出席者：（委員）塩野宏（座長）、内山英世、角紀代恵、阪田雅裕、柳瀬康治、
山本隆司（敬称略、五十音順）
（総務省）藤井人事・恩給局長、阪本人事・恩給局次長、田家総務課長、
中島参事官

4. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 「中間とりまとめ（案）」についての議論
- (3) 閉会

5. 議事概要

- (1) 「中間とりまとめ（案）」についての議論

○ 事務局から、前回の議論を踏まえた修正案について説明がなされた後、議論が行われた。主なコメントは以下のとおり。

（「1. 検討の視点・範囲」部分について）

- ・ ②について、公務員制度改革と退職手当制度との在り方の関係が不明確なので、「また、公務員制度改革との関連では」と修正してはどうか。
- ・ ③について、一文が長いので、読点を打ち、読みやすくすべき。

（「2. 現行制度の問題点」部分について）

- ・ 四角囲み内の「検討に値する」は、この後、実際に検討に入るのだから、「検討する必要がある」とすべき。④も同様。

（「3.（1）退職手当の性格」部分について）

- ・ 民間において、「退職給付」という用語はあまり使用しない。退職一時金も退職年金も合わせて「退職金」と呼んでいることが多い。（「はじめに」も同様。）

（「3.（2）支給制限・返納の法的な根拠」部分について）

- ・ ③について、「人格に対する非難として行う」という部分が分かりにくいので、「人格に対する～理解し得ないため、」までを削除すべき。
- ・ ⑥について、四角囲み内に合わせて、「過去の功績の没却による不当利得」を「過去の功績の没却に伴う不当利得」と修正すべき。

（「4.（1）返納事由の拡大とその範囲」部分について）

- ・ ②について、京都市の事例をヒアリング行ったので、本文に「地方公共団体においても、同様の規定が置かれている例がある」としたうえで、脚注で京都市職員退職手当条例を紹介してはどうか。
- ・ ②について、これまでのヒアリングや資料からは、懲戒解雇と連動させているところもあり、かならずしも「懲戒解雇と連動させずに別途判断しているところが多い」とまでいいきれないのではないか。
- ・ 民間の実態としては、懲戒処分との判断と退職金支給の判断とを分けて行っている

ところが多く、懲戒解雇を受ければ即、退職金不支給となるわけではないという趣旨だと思う。ただし、誤解を招かないようわかりやすい表現とすべき。「連動させずに」というのが分かりにくいのではないか。

- ・ 民間の実態について厳密に書くとするれば、もう一度、実態をよく確認してから書く必要があり、最終報告書では厳密に書くとして、中間とりまとめの段階では、原案のようなふわっとした書き方でよいのではないか。

〔4.（3）支給制限制度の在り方〕部分について

- ・ 「均衡を失っている」では、何と何の間の均衡が不明確である。
- ・ 「格差」という言葉は好き嫌いがあるので、「差が大きすぎる」と修正してはどうか。
- ・ ⑥について、「なお、廃止した場合には～」の部分は、前回会合において趣旨を明確にすべきとの指摘を踏まえ追加したものであり、残すべきではないか。

〔4.（4）一部支給制限制度を創設した場合の基準〕部分について

- ・ 四角囲み内の「執行猶予の有無等～」の部分について、刑事責任は執行猶予が付くか付かないかで変わることはなく、変わるのは、刑の重さである。また、執行猶予の「有無」という表現は使わない。
- ・ 「執行猶予が付されているかどうか等を考慮する」という修正でよいのではないか。
- ・ ④について、「実務においては」の趣旨がわかりづらい。「刑事裁判実務においては」と修正してはどうか。
- ・ ④の「執行猶予や故意・重過失～」について、検討会での議論では故意や重過失の議論を行ったわけではないので、明示的に書かないほうがよいのではないか。
- ・ 故意・重過失の部分は、単に贈収賄罪を受けた場合と業務上過失による罪の場合とでは異なる取扱いとすべきではないかという防衛省のヒアリングがあったので、執行猶予以外の論点もいれておくべき。
- ・ 四角囲み内と同様、「執行猶予が付されているかどうか等にかかわらず」と修正でよいのではないか。
- ・ 併せて、「執行猶予付きの場合の刑事責任は～」の文についても、「運用されている実態「等」を踏まえ、これらの点を」と修正すべき。

〔4.（5）遺族への支給制限制度及び相続人からの返納制度〕部分について

- ・ ③の四角囲みに合わせた修正について、④の立場との違いが明確になってよいのではないか。
- ・ ⑤の最後の一文「また、～」について、実態として自主的な返納を可能とする規定をどのように書くかは難しいところである。

〔4.（6）その他〕部分について

- ・ 四角囲み内について、返納を行い得る期間、出向中の非違行為、特別職のそれぞれの論点は、並列であることが分かるように書くべき。
- ・ 「～付随的な論点は以下のとおりである。」として、以下を箇条書きにしてはどうか。
- ・ 四角囲み内、出向中の非違行為について、検討会では追加して検討しないことを明確にすべきであり、「技術的な観点から整理すべき」と修正すべき。⑥の特別職についても同様に「技術的な観点から整理する」と修正すべき。
- ・ 四角囲み内、特別職について、「技術的な観点からのみならず」の部分は、「技術

的な観点からだけでなく」と修正すべき。

- ・ ⑥の「特別職の職員の在り方に関する詳細な議論～」について、詳細な議論だけでは限らないので、「詳細な」は落とすべき。

(「5. 支給制限・返納処分の手続」部分について)

- ・ 四角囲み内の「懲戒処分との均衡や～」について、「懲戒処分「手続」との均衡」とすべき。
- ・ ③について、「現実的だが」を「現実的であるが」とすべき。
- ・ ⑤の「懲戒手続よりも慎重な手続～」について、他の部分と書きぶりを併せ「懲戒「処分」手続よりも」とすべき。
- ・ ⑧の「司法によって争うことがもとより可能～」について、「裁判所において争うことがもとより可能」とすべき。

○ 事務局より、議論を踏まえた再修正案について説明し、「中間とりまとめ」の最終確認を行った。主なコメントは以下のとおり。

(「4. (1) 返納事由の拡大とその範囲」部分について)

- ・ ②の「地方公共団体においても～」について、「規定が置かれている「例」ではなく、「条例」とすべきではないか。

(「4. (5) 遺族への支給制限制度及び相続人からの返納制度」部分について)

- ・ ②の「遺族や相続人から退職給付を返還させる～」について、他に合わせて「退職金」と修正すべき。

(「5. 支給制限・返納処分の手続」部分について)

- ・ ⑧の「裁判所において争う」は、表現としておかしい、「裁判で争う」ではないか。

(全体の修正について)

- ・ 今の修正については、事務局に一任することとし、修正後、報道発表を行い、パブリックコメントに付すこととする。

(2) その他

- ・ 次回は、平成20年5月14日(水)に開催することとなった。
- ・ 「中間とりまとめ」については、会議後、報道発表を行い、パブコメに付すこととなった。パブコメの結果については、次回会合で報告する予定。

以上

なお、以上の内容は、総務省人事・恩給局の責任において作成した速報版であり、事後修正の可能性がある。